

令和 7 年度北区中小企業制度融資について

(1) 主な改正内容

①「原油価格・物価高騰対策緊急資金」及び「原油価格・物価高騰対策緊急資金、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金」の継続

「原油価格・物価高騰対策緊急資金」、「原油価格・物価高騰対策緊急資金、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金借換資金」について、受付期間を延長し令和 7 年度末までとします。

「原油価格・物価高騰対策緊急資金」は売り上げ比較月を「直近 1 か月の売上高又は売上総利益額が令和 3 年から令和 5 年までのいずれかの年における同月と比較して減少していること」から、「直近 3 年間のいずれかの年における同月と比較して減少していること」に変更します。

(例) 令和 7 年 4 月申込みの場合、令和 7 年 3 月と「令和 4 年 3 月、令和 5 年 3 月、令和 6 年 3 月」のいずれかの年との比較とし、いずれかの年が売上減少の要件を満たせばあつせんが可能です。

②個人事業主の基本要件について変更

個人事業主の基本要件について、「区内に住所を有すること」としていましたが、「区内に住所又は主たる事業所を有すること」とし、対象を拡大いたしました。提出書類等各手続きについては以下の表をご参照ください。また、今回の変更に伴い区外特例の申請受付は令和 7 年 3 月末をもって終了します。

住所要件別の各手続

	あつせん時に提出する 納税証明書	利子補給停止要件
区内に住所及び主たる事業所を有するかた	前年度の特別区民税・都民税の納税証明書	住所及び主たる事業所の両方を北区外に移したとき
区内に住所のみ有するかた	前年度の特別区民税・都民税の納税証明書	住所を北区外に移したとき
区内に主たる事業所のみ有するかた	前年度特別区民税・都民税事業所課税（北区分）の納税証明書	主たる事業所を北区外に移したとき

③起業家支援資金の個人事業主の要件変更

起業家支援資金について、個人の場合の要件を「区内に住所及び主たる事業所を有すること」としていましたが、住所の要件をなくし、「区内に主たる事業所を有すること」としました。

④起業家支援資金副業について

給与所得者による副業の場合も、起業家支援資金の一部対象とします。経営アドバイザーとの事前診断で開業計画の詳細をうかがったうえで、対象となるか判断させていただきます。

⑤事業資金融資限度額の変更

現在は資金使途ごとに運転・設備各 1000 万、合計 2000 万を上限としていましたが、資金使途ごとの上限をなくし、運転資金、設備資金あわせて 2,000 万円に変更します。

⑥事業活性化支援資金の要件追加

中小企業の環境活動への取組促進のため、要件に「再生可能エネルギー電力を導入していること」を追加します。提出書類として再エネ比率証明書等再生可能エネルギー比率が確認できるものをご提出いただきますので、提出書類については事前にご相談ください。

⑦不況対策資金と不況対策借換資金併用時のあっせん限度額の変更

現在、不況対策資金を借り入れしている方が不況対策借換資金をご利用する際に、不況対策資金を返済せずに不況対策借換資金と併用する場合、不況対策借換資金の融資限度額は不況対策資金の残高と合わせて 1,000 万円としていました。令和 7 年度からは不況対策資金を返済せずに不況対策借換資金と併用する場合、不況対策借換資金の融資限度額は不況対策資金の残高と合わせて 1500 万円へ変更します。

⑧その他

- ・ 区制度融資の金利について、令和 7 年度変更はありません。
- ・ 融資あっせん申込書、変更届などの様式を変更いたしました。ホームページから最新の様式をダウンロードしていただき、ご使用ください。